平成２４年（フ）第１０６４号
横浜市磯子区磯子６丁目16番17号　庄和荘101号
債務者　戸塚　正利
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３号
静岡県袋井市上山梨1006番地の１　ヴィラ・グレイスＢ―102号室
債務者　岩田　広己
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目26番８号　ジュピロタウンＣ棟105
債務者　鈴木すゑ子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目15番７号
債務者　石野　明美
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
熊本県八代市田中東町12号11番地１　103
債務者　徳永　清博
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午前11時40分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２１６号
愛知県豊田市土橋町６丁目８番地　第２平和荘８号
債務者　貝森　昭子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
愛知県西尾市田貫１丁目52番地　Ｇｒｅｅｎ　Ｐａｒｋ　Ｗｅｓｔ　201号室
債務者　斎藤　義納（旧姓田嶋）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月３日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２０６３号
福岡市博多区月隈６丁目18番４―102号、前住所福岡市博多区浦田２丁目11番11号
破産者　飯田　惠子
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―1011号
破産者　池松　良隆
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２３号
福岡市城南区東油山３丁目３番401号
破産者　福本　　明
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３０２号
大阪市西区千代崎２丁目５番８号　505、前住所大阪市西淀川区姫島６丁目10番37号
破産者　藤島　謙治
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０７号
大阪市中央区高麗橋１丁目７番７―1507号
破産者　児玉　公三
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４４１号
福岡市東区和白６丁目17番13号
破産者　的場　英美
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９９号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富831番地１
破産者　松尾　周次
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
佐賀県鳥栖市藤木町2104番地　エーティーハイツＢ103
破産者　前田　大介
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５３３号
札幌市東区北49条東２丁目６番19号　ティルー麻生東１階103号、開始決定時の住所札幌市東区北36条東24丁目５番11号　エアーポート24―２階201号
破産者　倉本　　工
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部